

～平成25年4月1日から

住民票の添付が原則不要となります～

みなし登録電気工事業者の届出事項の変更について（参考）

届出書類一覧

変更事項 必要書類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
	氏名又は名称	住所	営業所の名称	営業所の所在地	電気工事の種類	主任電気工事士 又は工事士資格	法人の代表者	営業所の増設・廃止	建設業許可の更新	届出行政庁変更	建設業許可を更新しない	電気工事を施工しない		
電気工事業に係る変更届出書（様式第19）	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
（個人の場合）戸籍抄本	◎													
（法人の場合）登記事項証明書	◎	◎					●							
（個人の場合）住民票 ※		◎								問い合わせください	問い合わせください			
誓約書（登録の拒否要件に該当しない旨の誓約）						●	●	●						
主任電気工事士の雇用証明書						△		△						
主任電気工事士の電気工事士免状の写し ※第一種の場合は講習履歴のページの写しも必要。						●		●	●					
主任電気工事士の実務経験証明書						▲		▲						
建設業許可通知書の写し									●					
建設業許可の変更届出書（様式第二十二号の二）の写し	●	●	●	●			●	△						
廃止届出書（様式第20）（受理通知書の返納）														●

※ ●は必須。◎はどちらか。▲は第一種の場合は不要。

△は内容により不要ですので問い合わせください。

※ 千葉県内に住民票がある場合は不要です。

（申請時に住民基本台帳ネットワークシステムにて確認いたします。）

- No. 1 (有)→(株)、(株)●●→(株)××等同一法人組織内での名称変更。
「法人設立」「事業の譲渡」「相続」の手続は、「新規届出」扱い。（廃業届出を併せて提出）
- No. 2 行政による住居表示も手続き必要。（◎の代わりに「住所表示変更証明書」を添付）
- No. 6 同一人での資格（第二種→第一種）変更の場合、誓約書・雇用証明書は省略できます。
- No. 8 営業所とは、電気工事の作業の管理を行う店舗。（建設業法とは定義が違います）
営業所を千葉県以外に設置する場合は、No.10。
- No. 9 建設業許可が期限切れで「新規」扱いになった場合、電気工事業も「新規届出」扱いに。
- No.10 千葉県届出から国などに行政庁が変更になった場合、逆に国などから千葉県に行政庁が変更になった場合。
- No.11 建設業許可を更新はしないが電気工事業を行う場合は『登録申請』手続きが必要。問い合わせください。